

# JISA ハラスメント対策セミナー

## ～パワハラを防止するために～ 開催



9月11日 JJK 会館にて、「ハラスメント対策セミナー～パワハラを防止するために～」を公益財団法人21世紀職業財団との共催で開催した。

講師は同財団のセクハラ・パワハラ防止研修特任講師で産業カウンセラーの脇田直子氏。脇田氏の豊富な経験に基づいた、具体例を交えな

がらの説明に、106名の参加者は熱心に耳を傾けた。「今、なぜパワーハラスメントが問題になっているか」「なぜパワーハラスメント防止が必要か」などの解説があった。

### 職場におけるパワーハラスメントとは

同財団では、職場におけるパワーハラスメントを「行為者が職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行い、その人(相手)や周囲の人に、身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を害すること」としており、通常就業している場所以外に、勤務時間外の宴会や休日の連絡なども職場とみなされる場合があるとの説明があった。

### パワーハラスメントにならないために

- ・監督・指示するときにはサービス残業や法令違反の強要などコンプライアンス違反にならないよう注意する
- ・教育・指導するときは、工作上必要な範囲にとどまっているかに気をつける
- ・工作上必要な範囲であっても、表現の仕方は適切かどうか(怒鳴らない、ネチネチ言わない、からかい半分で言わないなど)セルフチェックする
- ・部下の能力を伸ばす、部下に良い仕事をしてもらえる指導・教育になっているかを検証するなどのポイントが示された。

### ケーススタディ

セミナーの最後に、管理職が放置したためにパワハラがエスカレートした例について、参加者

が隣席の人と意見交換し、どんなことがパワハラに該当するのかを再度確認し、管理職として望ましい対応について考えた。

## ■ 参加者の反応

参加者からは「パワハラ定義がよく理解できた。」「具体例・事例を用いた説明がわかりやすかった。」「ケーススタディがよかった。」などの感想があった。

(赤尾)

【公益財団法人 21 世紀職業財団】 <http://www.jiwe.or.jp/>